

2005年6月24日

国立大学法人島根大学
学長 本田雄一殿

島根大学職員組合
中央執行委員長 谷口隆雄

要求書

貴職に置かれましては、国立大学2年目に当たり、大学運営に心血を注いでおられることに敬意を表します。

さて、6月9日の学長交渉において、組合は「夏季休暇について、日日雇用職員の3日に対し週5日勤務の時間雇用職員が1日である合理的理由がないので、その職員についても1日にすること。」という要求をしました。しかし、残念ながらこの交渉では組合の要求を受け入れてもらうことはできませんでした。この最大の理由は、附属病院の看護助手職員（13名）に対して3日連続の夏季休暇を与えることが困難であるということでした。病院の事情も理解した上で、再度週5日勤務の時間雇用職員の夏季休暇を3日にするように要求します。また、連続3日が困難であるなら、事情により1日ずつでもとれる制度にすることも要求致します。

この間の学長交渉を通じ、職員が生きがいを持って働けるような職場を作るには、財政的な面などで大きなマイナスが生じないならば、積極的に職場環境並びに就業規則等の改善を行うということについては、大学当局と組合との間で大きな認識の違いはないものと考えています。この認識が正しければ、この時間雇用職員の夏季休暇についても、少しでも改善できるのであれば即座に実行に移す事が大学としてのなすべき事ではないでしょうか。事業所によりその職務内容も大きく異なり、今回のような問題に関して、同じ時間雇用職員だからということで、即座に改善できる事業所さえも今すぐ改善できない方に合わせるのでは、職場改善は遅遅として進まないのではないのでしょうか。

上記の理由から、島根大学職員組合は、週5日勤務の時間雇用職員全員に対して、今年度から夏季休暇3日を与えられないのであれば、できる事業所から夏季休暇を3日にして労働条件を改善する事を要求します。